令和９年度
大蔵村放課後児童クラブ利用申請について

■申請期限　令和８年11月20日(金)　期限厳守

■提出場所　※新規申込の方と継続利用の方で提出方法が異なります。

新規申込の方：大蔵村教育委員会（中央公民館１階）
継続利用の方：大蔵村放課後児童クラブ

■提出書類　①利用申請書（利用児童１人につき１枚）
②問診票
③就労証明書（※同居している就労者全員分）
→きょうだいで申請する際は、１部の提出で構いません。

▶【新規申込の方】

- 書類については、本紙のほか、利用申請書、記入例、問診票、就労証明書をセットにしてお渡しいたします。詳しくは、村ホームページをご覧ください。
- 就労証明書は２部お渡しいたします。足りない場合は、必要に応じてコピーしていただくか、村ホームページからダウンロードしてください。教育委員会でも用意しております。
- １月中を目途に児童クラブで聞き取りを行います。詳細については、後日書類を送付いたしますので、ご確認ください。
- ２月中を目途に利用決定通知書を送付予定です。

▶【継続利用の方】　（すでに児童クラブを利用している方）

- 児童クラブより、れんらくアプリを通して、利用申請の連絡をしております。
- 申請書類については、児童クラブの入り口前に設置しているほか、村ホームページからダウンロードしてください。
- きょうだいに新規申込の児童がいる際は、児童クラブにまとめて提出ください。
- 昨年度から申請内容が変わっている場合や家庭状況に変更があった場合は、お迎えの際等にお声がけさせていただくことがありますので、ご了承ください。（継続利用の方についての面談は、今年度実施いたしません。）
- ２月中を目途に利用決定通知書を送付予定です。

ご不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。



【お問合せ】大蔵村教育委員会 教育課　☎75-2323